皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月十三日午後一時二十一分御出門、東京都において開催されている第六十八回国民体育大会水泳競技を御覧のため、東京辰巳国際水泳場（江東区）へ行幸啓、同三時十一分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、九月十八日チリ国の国祭日につき、同月十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法　務

公証人任免

千葉地方法務局所属公証人酒井教夫は願により公証人を免ぜられた。

吉崎千恭は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人酒井教夫の後任を命ぜられた。

大分地方法務局所属公証人工藤昭吉は願により公証人を免ぜられた。

宮崎地方法務局所属公証人久保勝利は願により公証人を免ぜられた。

松田昇は公証人に任命され、宮崎地方法務局所属公証人久保勝利の後任を命ぜられた。（以上九月一日）

横浜地方法務局所属公証人生田瑞穂は願により公証人を免ぜられた。

杉山正己は公証人に任命され、横浜地方法務局所属公証人生田瑞穂の後任を命ぜられた。（以上九月六日）（法務省）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月19日

栃木労働局長　坂本　忠行

第４号中「１時間705円」を「１時間718円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、東京都最低賃金（昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月19日

東京労働局長　伊岐　典子

第４号中「１時間850円」を「１時間869円」に改める。

石川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、石川県最低賃金（昭和55年石川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月19日

石川労働局長　高渕　憲一

第４号中「１時間693円」を「１時間704円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月19日

長野労働局長　高森　洋志

第４号中「１時間700円」を「１時間713円」に改める。

岐阜労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岐阜県最低賃金（昭和55年岐阜労働基準局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月19日

岐阜労働局長　佐々木秀一

第４号中「１時間713円」を「１時間724円」に改める。

三重労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月19日

三重労働局長　畑中　啓良

第４号中「１時間724円」を「１時間737円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月19日

兵庫労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間749円」を「１時間761円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、和歌山県最低賃金（昭和55年和歌山労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成25年９月19日

和歌山労働局長　楪葉　伸一

第４号中「１時間690円」を「１時間701円」に改める。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

九月十七日（火）

○１般案件（抜粋）

１、法曹養成制度改革推進会議の開催について（決定）（内閣官房・法務・文部科学省）

平成25年７月中国際収支状況（速報）

財務省

（単位：億円、％）

項目	7月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	−11,398	−2,696	−7,053
（対前年同月比）	（61.6）	（180.6）	（465.8）
貿易収支	−9,433	−1,392	−3,761
（対前年同月比）	（150.8）	（―）	（―）
輸出	57,073	57,894	51,184
（対前年同月比）	（11.5）	（6.7）	（−7.4）
輸入	66,505	59,286	54,945
（対前年同月比）	（21.0）	（11.6）	（2.0）
サービス収支	−1,965	−1,305	−3,292
所得収支	17,938	6,720	14,444
経常移転収支	−767	−661	−766
経常収支	5,773	3,363	6,625
（対前年同月比）	（−12.9）	（−20.3）	（−37.1）
投資収支	−7,900	15,392	−6,156
直接投資	−36,466	−8,570	−5,389
証券投資	159	−4,627	15,513
（証券貸借取引を除く）	（−31,015）	（18,168）	（572）
金融派生商品	−946	−2,492	3,078
その他投資	29,353	31,081	−19,357
（証券貸借取引を除く）	（60,523）	（8,286）	（−4,418）
その他資本収支	−718	−368	−610
資本収支	−8,618	15,024	−6,766
外貨準備増（−）減	−8,542	−4,501	−345
誤差脱漏	11,387	−13,885	485

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。